

特殊車両の新たな通行制度の創設(令和2年2月4日 閣議決定) ※現行制度は継続



1. 車両の登録(道路法第47条の4～第47条の9 関係)

(1)登録の概要

- ・車両制限令の一般的制限値を超えて通行させる**車両は**国土交通大臣に申請して**登録を受けることができる**。
(登録の変更、廃止は届け出を行う)
- ・登録を受けるには実費を勘案した政令で定める額の**手数料を国に納める**。

(2)登録の申請に必要な事項

- ①自動車登録番号(ナンバー)
- ②車両を通行させようとする者の名称、(法人の場合)代表者の氏名、住所
- ③車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径 ※貨物が積載されていない状態
- ④車両の**通行経路に係る記録の保存の方法**
- ⑤車両が貨物を積載する車両である場合、
積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事項

(3)登録の更新

- 登録は**5年ごとに更新が必要** ※更新しなければ5年の経過により登録の効力を失う。

2. 経路の検索(請求)(道路法第47条の10～第47条の11 関係)

(1)必要な事項

- ①自動車登録番号(ナンバー)
- ②**出発地**及び**目的地**
- ③**積載する貨物の幅、重量、高さ、長さ**

(2)通行可能経路の検索

- ・**直ちに通行可能経路の有無が判定**され、**通行可能な全経路を表示**。→回答内容を記載した**書面が交付**される。
※通行可能経路があるときは、併せて**通行に係る通行時間、その他通行方法についても回答がある**。
※地方道についても一括しての判定が可能(道路管理者となる地方公共団体等が国に同意した場合)
- ・経路の検索には実費を勘案した政令で定める額の**手数料を国に納める**。

3. 通行(道路法第47条の10、第47条の12 関係)

- ①通行可能経路があるときは、交付された**書面を通行可能経路の通行中、当該車両に備え付け**ていなければならない。
- ②**通行経路及び積載する貨物の重量を記録、通行時間**その他国土交通省令で定める事項を記録
→**これらを保存し**なければならない ※必要な限度において国から報告を求められることがある

※特殊車両に係る道路法の改正では、この他に上記事項の違反に係る罰則、システムやデータ管理の外部機関へのアウトソーシングなどを規定